

§ ワクチン関連トピックス

トピックス I

2006年4月から麻疹・風疹の接種方法が変更になります。

2005年7月29日、予防接種法施行令の一部を改正する政令、予防接種法施行規則および予防接種実施規則の一部を改正する省令（健感発第0729001号）が公布され、2006年4月1日から麻疹ワクチン、風疹ワクチンの接種方法、接種年齢が変更になる¹⁾（図1）。

改正内容は、

1. 麻疹風疹混合生ワクチン (measles-rubella:MRワクチン)の導入
2. 2回接種法の導入である。

国内の麻疹患者は、麻疹ワクチン接種率の上昇により減少傾向にあり、この状況で導入され

た本改正は、麻疹、風疹対策上画期的なものであり、高く評価される。

しかし、今回の改正には、大きな制限が設けられている。

1. 2回接種の時期は1歳と小学校入学前1年間（4/1から3/31まで）のそれぞれ1年間であるが、2回接種の安全性、有効性が国内の研究で確認されるまでの当面の間、2回接種の導入は実施されない。
2. 定期接種として用いることが可能なワクチンはMRワクチンのみとなるため、麻疹単味（抗原）ワクチン、風疹単味（抗

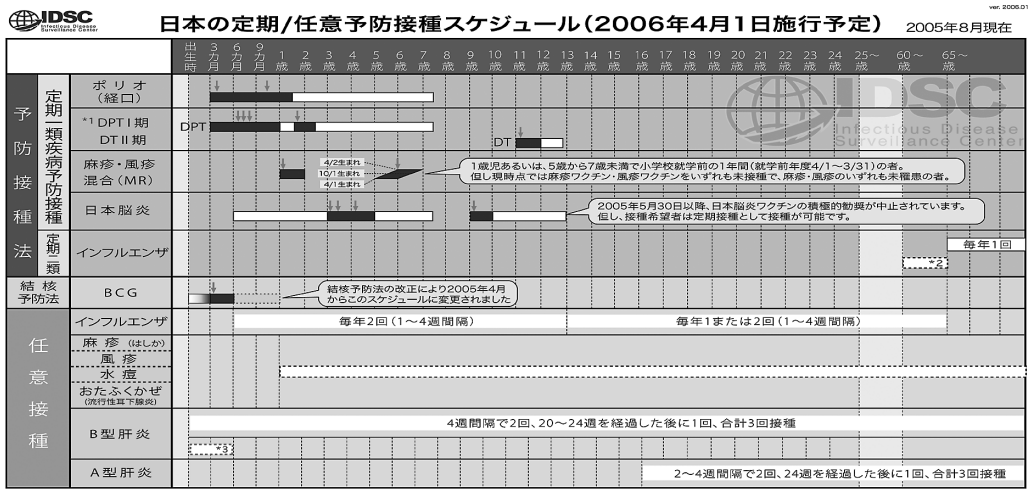


図1 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ：予防接種情報

<http://idsc.nih.gov.jp/vaccine/dschedule/ImmJP-06.gif>より

原) ワクチンの接種はいずれも任意接種の扱いである。

3. 2006年4月1日以降、当面の間、MRワクチンの定期接種対象者は、これまでに麻疹にも風疹にもかかったことがなく、麻疹ワクチンも風疹ワクチンも受けたことがない1歳児と小学校入学前1年間の小児(1回目の接種としてMRワクチンを接種)のみである。

以上の改正に対する技術的助言として、2005年8月3日に、厚生労働省健康局結核感染症課長通知が出されている(健感発第0803001号)¹⁾。

その内容は、任意接種であることに変わりはないが、1歳児については、

1. 麻疹ワクチンは受けたが、風疹にかかったことがないものが、風疹ワクチンを希望する場合
2. 風疹ワクチンは受けたが、麻疹にかかったことがないものが、麻疹ワクチンの接種を希望する場合
3. 麻疹にかかったことがあるが、風疹ワクチンを受けたことがないものが、風疹ワクチンを希望する場合
4. 風疹にかかったことがあるが、麻疹ワクチンを受けたことがないものが、麻疹ワクチンの

接種を希望する場合

については、費用負担を定期接種と同等のものとなるように配慮すること、健康被害については、市町村が損害保険制度に加入する場合には、当該損害保険による給付等の対象となり得ること、と通知された。

今回の改正は、公布から4か月を経過した11月時点でも、多くの保護者にその情報が十分届いているとは言えないため、来年3月31日までに現在定期接種対象者(1歳から7歳半未満)であって、4月以降2歳以上になる小児の保護者に一刻も早くこの改正情報を伝える必要がある。麻疹・風疹の排除eliminationを目標にする場合、3月までに十分な情報提供ができなかった場合は、何らかの更なる改善を行うことが必要であると考える²⁾。

文献

- 1) 厚生労働省ホームページ：予防接種対策に関する情報
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/tp1107-1.html>
- 2) 多屋馨子、馬場宏一、佐藤弘、上野久美、安井良則、新井智、奥野良信、岡部信彦：緊急提言 改正 麻疹・風疹ワクチンはどう変わるか。小児科臨床.58：I-VII、2005